

平成 31 年 3 月 18 日

教 職 員 各 位

理事（研究・国際担当）

下 川 功

防衛装備庁 2019 年度「安全保障技術研究推進制度」に基づく研究課題申請について

原子爆弾被災という惨事を経験した長崎大学は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」ことを理念として定めています。本学では、この理念に基づき、研究者行動規範の中で、「本学の研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」と定めるとともに、本学以外の者と共同して行う研究に関し必要な事項を定めた長崎大学共同研究規程第 3 条においては、「本学において受け入れる共同研究は、大学の社会的使命に照らし、教育研究上有意義であって、人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究に限るものとし、軍事等への寄与を目的とする研究は、受入れの対象としない。」と規定しているところです。

現在、防衛装備庁において 2019 年度「安全保障技術研究推進制度」による研究課題の提案に係る公募説明会の開催が予定されています。平成 28 年度以降の同制度への応募については、研究の成果が平和目的にも軍事目的にも利用される可能性を本質的に包含している等、研究の目的や研究進捗管理体制について本学の理念や研究者行動規範との整合性が明確でない部分が残されていることを踏まえ、応募を見合わせていただくようお願いしました。

一昨年、日本学術会議は「軍事的安全保障研究に関する声明（平成 29 年 3 月 24 日幹事会決定）」を公表しました。その中では、「防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015 年度発足）では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。」と指摘されており、本学としても格段に慎重な対応が求められています。

これらを踏まえ、2019 年度「安全保障技術研究推進制度」による公募への応募についても、引き続き応募を見合わせていただきますよう、お願いいたします。

なお、上記の依頼にも関わらず申請し、採択にいたった場合においても、大学としては契約を締結しない方針であることを申し添えます。